

教学アセスメント部会設置要綱

(設置)

第1条 愛知県立大学教育研究審議会に設置する委員会に関する規程第6条第2項に基づき、主に教育の内部質保証の推進に必要なデータの収集等を行うため、教学アセスメント部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、評価委員会の求めに応じ、教育に関する自己点検・評価活動等において必要となる根拠データの収集、加工、一次分析を行う。

(組織)

第3条 部会は、次の各号の部会員をもって組織する。

- (1) 教育支援センター副センター長
- (2) 入試・学生支援センター副センター長のうち、同センター長が指名した者
- (3) 教養教育センター副センター長
- (4) 各学部選出評価委員
- (5) 戦略企画・広報室長補佐
- (6) 入試課長
- (7) 学務部学務課長
- (8) 学務部学生支援課長
- (9) 守山キャンパス学務課長
- (10) その他部会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 部会員の任期は、前条第4号及び第10号に掲げる者については原則として1年とし、再任を妨げない。その他各号に掲げる者の任期についてはその職にある期間とする。

2 部会員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び議長)

第5条 部会に部会長を置き、教育支援センター副センター長をもって充てる。

2 部会長は、部会の議長となり、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した部会員がその職務を代理する。

(部会)

第6条 部会は、部会長が召集する。

2 部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第7条 部会は、審議結果を評価委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、戦略企画・広報室が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。